議　案　第　２９　号

摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年２月２０日提出

摂津市長　森　山　一　正

提案理由

博物館法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例

摂津市ラブホテル建築規制条例（昭和５７年摂津市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号キ中「第２９条」を「第３１条第１項」に改める。

第１３条中「市長が」を「規則で」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。